

定 款

MORY
モリ工業株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は、モリ工業株式会社と称する。

英文では、MORY INDUSTRIES INC. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ステンレス溶接管およびその加工品の製造販売
- (2) 溶接鋼管およびその加工品の製造販売
- (3) 板金加工品の製造販売
- (4) 自転車部品の製造販売
- (5) 機械および器具類の製造販売
- (6) 条鋼・線材およびその加工品の製造販売
- (7) 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を河内長野市に置く。

第 4 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

第 6 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 10 条（基準日）

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

第 11 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

第 12 条（議 長）

当会社の株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第 13 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 14 条（決議の方法）

当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 15 条（議決権の代理行使）

当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 16 条（取締役会の設置）

当社は、取締役会を置く。

第 17 条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第 18 条（取締役の選任）

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 19 条（取締役の任期）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 20 条（補欠選任）

当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

2 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長、取締役相談役各1名を選定することができる。

第 22 条（相談役および顧問）

当社は、取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。

第 23 条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 24 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 25 条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 26 条（重要な業務執行の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 27 条（取締役会規則）

当社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 28 条（取締役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

第 29 条（監査等委員会の設置）

当社は、監査等委員会を置く。

第 30 条（監査等委員会の招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会の決議の方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 32 条（監査等委員会規則）

当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 執 行 役 員

第 33 条（執行役員）

当社は取締役会の決議によって執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

2 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

第 7 章 会 計 監 査 人

第 34 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第 35 条（会計監査人の選任）

当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 36 条（会計監査人の任期）

当社の会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 8 章 計 算

第 37 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 38 条（期末配当金）

当社は、株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第 39 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 40 条（配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。